

別記

令和〇年〇月〇日

豊明市長 殿

申請（団体）者名 ○〇まちづくり会
代表者 住所 〒470-1181 豊明市新田町子持松1-1
氏名 豊明 太郎
電話 (0562) 92-1111

後 援 申 請 書

このたび、下記のとおり事業を開催することになりましたので、貴教育委員会の後援を申請します。なお、貴教育委員会の後援基準に該当しない行為は一切行いません。

記

事業名称	豊明市〇〇フォーラム
主催者名	〇〇まちづくり会
共催者名	NPO法人「〇〇〇」
他の後援者	〇〇市、〇〇教育委員会（申請中）、〇〇新聞社
開催日時	令和〇年〇月〇日（〇）
会場等	豊明市文化会館小ホール
入場料等	有・無（内訳）
参加者	対象地域 豊明市内
	対象者 小中学校児童・生徒
	参加人数 20名
規約・役員名簿等	別紙のとおり
収支計画書	別紙のとおり
事業の内容	

後援を必要とする理由	フォーラムを市民に広く周知していただくため		
過去における主な後援者名	〇〇市、〇〇教育委員会(過去の後援がない場合は空欄)		
事務担当者及び市民からの問い合わせ対応窓口	住所	(〒470-1181) 豊明市新田町子持松1-1	
	氏名	豊明 花子	電話 (0562) 92-1111

※豊明市の決定を待たずに諸印刷物等に名義を掲載することはできません。

【豊明市の後援基準】

次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 社会的悪影響を及ぼす恐れのない事業
- (2) 直接営利、及び慈善を目的としていない事業
- (3) 政治的、宗教的、及び売名的活動を意図しない事業
- (4) 代表者、役員等の責任体制が明確である事業
- (5) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確である事業
- (6) 規模が広範囲にわたり、一地区に限られていない事業
- (7) 一過性ではなく、実績を備えた継続性のある事業
- (8) その他後援をすることが適当であると認められる事業

豊明市の後援申請について（お願い）

日頃は、豊明市政について格別のご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、見出しのことにつきまして、豊明市では下記のとおりとしています。豊明市における後援の趣旨をご理解いただき、今後の参考としてくださるようお願いいたします。

記

豊明市においての後援許諾は法令等によって定められたものではありません。行政サービス事務として実施するものです。

また、後援の諾否決定における審査内容等については、「後援する」「後援しない」によらず公表しませんので、予めご了承ください。

支援の方法

この申請手続きで行うことができる豊明市の支援は、すべて名義貸与による後援とします。

申請の手続き

別記（後援申請書）に必要事項を記入の上、役員名簿、収支計画書及び関係資料を添えて、当該事業の1か月前までに秘書広報課・秘書担当に提出してください。

諾否の案内

申請書の提出後、事業内容等の審査を行い諾否を決定し、その通知を申請者に交付します。

受付から1週間～2週間程を目処に交付できるよう事務手続きを進めますが、それ以上たっても連絡がない場合は、秘書広報課・秘書担当に確認して下さい。（お問い合わせ ☎ 0562-92-8311）

事業の報告

後援を応諾した場合は、事業終了後10日以内に事業報告書を提出してください。10日以内に事業報告ができない場合は、速やかにその旨を連絡してください。

なお、提出されない場合は、次回から申請を受理しない場合があります。